

公 示 日：2025 年 10 月 22 日（水）

調達管理番号：25a00617

国 名：ブータン

担 当 部 署：地球環境部森林・自然環境保全グループ第一チーム

調 達 件 名：ブータン国森林情報管理に係る情報収集・確認調査（森林管理）

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：森林管理
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：調査業務

2. 契約予定期間等

- （１）全体期間：2025 年 12 月上旬から 2026 年 2 月下旬
- （２）業務人月：2.08
- （３）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 40 日 10 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：１部
- （３）提 出 期 限：2025 年 11 月 5 日（水）（12 時まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 11 月 14 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明
を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	森林管理に係る各種調査
対象国及び類似地域	ブータン及び南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ブータンは、国土の 69.7%が森林に覆れており、憲法においても、森林被覆率の少なくとも 60%を永続的に維持することが義務付けられている。森林はブータンの社会経済発展の基盤であり、木材、エコツーリズム、水力発電等を通じて人々の生活を支え、また、温室効果ガスの吸収・固定や生物多様性の保全などを通じて環境の持続性確保に貢献している。一方、ブータンの森林セクターにおいては、森林火災の頻発、森林病虫害の発生、森林管理に係る地域コミュニティとの連携不足、炭素市場への対応の遅れなどの課題が確認されている。ブータンにおいて森林管理を所掌するエネルギー天然資源省（MoENR: Ministry of Energy and Natural Resources）森林公園サービス局（DoFPS: Department of Forest and Park Services）は、これらの課題への対応を行っているものの、人材不足等により十分に対応できていない状況であり、今後デジタル技術を活用したより効率的・効果的な森林管理を行うことで、上述の課題に対処していく必要がある。

これを受け、JICA は 2025 年に森林セクターにおけるデジタル技術の活用可能性を確認するための予備調査（Bhutan Forestry Preliminary Survey¹）を実施した。その結果、ブータンにおいては、森林情報報告および監視システム（FIRMS: Forest Information Reporting and Monitoring System）、空間意思決定支援システム（SDSS: Spatial Decision Support System）、オンライン森林サービス（OFS: Online Forestry Service）、空間監視および報告ツール（Spatial Monitoring and Reporting Tool）、SMART 保全ツール（SMART conservation tool）などの、デジタルシステムが運用されているものの、システム間の連携が不十分であり、非効率的な運用となっていることが明らかになった。より効率的・効果的な森林管理を行っていくためには、これらの既存システムを適切に連携させ、上述の課題や将来的に考えられる包括的なデータ利活用方法に対しより迅速かつ柔軟に対応可能となる環境を整えることが求められている。

加えて、ブータンにおいて多くの森林関連情報はデジタル化されているが、蓄積されたデータの高度な分析及びエビデンスベースの政策立案に至っていないことが DoFPS の課題となっている。よって、DoFPS が目指すべきデータ利活用の方策と政策立案の方向性を明確化し、そのために必要なデータや分析機能について整理することが必要となっている。

7. 業務の内容

本調査では、将来的にデータとデジタル技術を活用した適切な森林管理と森

林資源の活用を促進するための技術協力プロジェクトが形成される可能性があることを念頭に、当該技術協力プロジェクトの検討の土台となる基礎情報の整備状況や、データベース・システム間連携の現状、情報取得方法・頻度、DoFPSの体制等を網羅的に確認し、今後の課題と改善策（案）を抽出・整理する。特に、上述の森林セクターにおける課題（森林火災の頻発、森林病虫害の発生、森林管理に係る地域コミュニティとの連携不足、炭素市場への対応の遅れ）に効率的に対処するため必要となるデジタルプラットフォームを構築することを前提とした確認・整理を行う。また、本業務は、上述の Bhutan Forestry Preliminary Survey の結果を踏まえて実施する。

なお、将来的に構築されるデジタルプラットフォームは、インド・ラジャスタン州において構築済のフォレストスタック¹を参考とされることが想定される。ただし、インドのフォレストスタックは、デジタル公共インフラ（DPI）として、社会全体に開放され誰でも利用可能なサービスという公共性の概念ならびに森林管理以外の複数のシステム間のシームレスな連携を可能とする相互運用性、機能や規模を拡大できる拡張性といった機能が備わっているが、ブータンにおいては、DoFPS が主たるシステムのユーザーであり、他省庁とのシステム連携や一般への開放といったニーズは現状、限定的と予想される。よって、ブータンの森林セクターにおける課題と優先順位の高い改善策について、先方政府の考えを踏まえながらメインとなるシステムのユーザーや対象とするデータ範囲を見極めた上で、今後の協力可能性について検討する。

（１）第一次準備業務（2025 年 12 月、1～2 週間程度）

- ① 文献調査によりブータンにおける森林の状況、森林政策を確認・整理する。
- ② 上述の背景も踏まえ、現地調査の業務内容を整理する。
- ③ 第一次現地調査計画（訪問先、ヒアリング事項のリストアップ、質問票の作成を含む）を作成する。

（２）第一次現地調査（2025 年 12 月～2026 年 1 月）

- ① DoFPS、政府技術庁（GovTech Agency）等、ブータン政府の関係機関へのヒアリング等を通じて、ブータンにおける森林の状況・課題、森林管理業務の実態、関係する情報の内容、精度、森林政策の方向性及びデータ活用のニーズ等に

¹ 配布資料

ついて、全体像を把握、整理する。

② 森林管理の現場訪問を通じて、現場の実態に基づいた課題の把握と対応策の検討を行う。

（３）第一次整理・第二次準備業務（2026 年 1 月）

① 第一次現地調査の結果をまとめた中間報告書を作成する。

② 第二次現地調査計画（訪問先、ヒアリング事項のリストアップ、質問票の作成を含む）を作成する。

（４）第二次現地調査（2026 年 2 月頃、2～3 週間程度）

① 森林に関する以下の基礎情報（デジタル化された情報が整備されているもの）について、DoFPS 等関係機関の協力を得つつ、それぞれ内容を確認するとともに、情報収集主体、情報収集手法・頻度、活用実態、課題と改善案についてまとめる。

【該当する基礎情報】

森林関係組織情報、樹種、植生、樹冠、間伐、森林火災に関する情報、森林病虫害、野生生物とコミュニティのコンフリクトに関する情報、生物多様性、水源、湿地、保護区、コミュニティ林、生産林、苗畑、許認可に関する情報、輸出入に関する情報 等

② 森林に関する以下の基礎情報（情報整備されているがデジタル化されていないもの）について、DoFPS、政府技術庁等関係機関の協力を得つつ、それぞれ内容を確認するとともに、情報収集主体、情報収集手法・頻度、活用実態、課題と改善案についてまとめる。特に、今後これらの情報をデジタル化するに当たり、DoFPS が対応すべき点や課題を整理する。

【該当する基礎情報】

炭素蓄積登録簿、野生生物登録簿、コミュニティ林のインベントリ、木材のサプライチェーン情報 等

③ 森林に関する以下の基礎情報（情報が収集整理されていないもの）について、

上述の森林セクターにおける課題（森林火災の頻発、森林病虫害の発生、森林管理に係る地域コミュニティとの連携不足、炭素市場への対応の遅れ）に対応するためのデジタルプラットフォームの構築に当たっての必要性を検討し、今後、DoFPS が対応すべき点や課題を整理する。

【該当する基礎情報】

国家森林インベントリ、アグロフォレストリーに関する情報、炭素蓄積の変動量、地形データ、収穫方法、気候変動と森林におけるリスクの関係 等

④ 必要に応じて森林管理の現場訪問を実施し、上記①のために必要となる補足情報を把握・収集する。

（５）第二次整理業務（2026 年 2 月）

① 調査結果をまとめ、最終報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 2 月 27 日（金）までに提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等

の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 12 月頃（1 回目）と 2026 年 2 月頃（2 回目）を予定しています。

② 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等が調査に同行する場合は、その期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部森林・自然環境保全グループから配付しますので、gegdn@jica.go.jp宛にご連絡ください。

・ Bhutan Forestry Preliminary Survey Final Report

・ インド・フォレストストックレポート

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上